

新型ヤミ金の台頭

弁護士 織田 恭央

宇都宮弁護士から報告があったとおり、日本では、いわゆるヤミ金規制法制定によって、貸金業者を国が把握・管理し、無登録営業や、登録業者でも違法な高利の貸し付け（＝ヤミ金）が違法になった。

このセッションでは、このヤミ金規制法制定後の日本の状況を紹介する。

第1 ヤミ金規制法による影響

ヤミ金業者が事業を続けるには、次の方法しかなくなった。

- ① ヤミ金を、捕まらないようにする。
- ② ヤミ金を、「ヤミ金ではない」といいはる。

第2 ①「捕まらないようにしよう」と考えたヤミ金の動き

→ 携帯電話しかわからない闇金

SNS金融等。

※ しかし、リスクが高いわりに、利益率が低い。

どうせ犯罪なら、特殊詐欺の方が儲かる。

→ 減少傾向

第3 ②「ヤミ金ではない」と言い張る方法

1 売買だといいはる金融

- ① （商品券売買）お金に困った人は、以下の条件で商品を売る。

一般人が、郵便切手2万円分を、ヤミ金業者に1万円で売る。

ヤミ金業者からの代金支払期限は今日

一般人からの商品納付期限は来週

②（先払い買取） お金に困った人が、以下の条件で「車」を売る

一般人が、「車」「酒」等、持っていない物を、業者に売る。

売買契約のとき「1週間以内に古酒を遅れなかったら、違約金3万」と決める。

例えば、古酒を5万円で業者に売る。

業者は、代金として5万円振り込む。

古酒の納期限は1週間後

1週間後になったら、一般人は、代金返還+違約金として8万円支払う

③（後払い買取） お金に困った人が、以下の条件で「電子商品」を買う。

一般人が、業者の商品（電子商材等）を買う

代金は1週間後に3万円等と定められる。

電子商材は直ちにみられる

その電子商材を見て、どこかにその商品の感想を書く

「感想を書いた謝礼」1万円が振り込まれる

2 債権譲渡だといいはる金融

①（給料ファクタリング）※既に違法との判断が確立

給料債権を売る。

サラリーマンの給料債権（例えば11月1日に20万円）を

10月15日に15万円で売る

その際、給料の回収（勤務先からの取り立て）はサラリーマンに無料で委託
給料日（11月1日）になると、サラリーマンは、給料を会社から回収し、業者へ届ける

②（事業者ファクタリング）

日本の労働法は、それなりに従業員を保護している

運送・建築等の分野では、使用者は、労働契約を締結したくないので、請負

契約をとることが多い。

＝運送・建築の分野では、個人事業主・法人の形をとっているものの、特定の会社からだけ仕事をうけている請負業者が多い。

この請負人の報酬債権を譲渡する

実質的な勤務先への報酬債権（例えば11月1日に20万円）を

10月15日に15万円で売る

その際、給料の回収（勤務先からの取り立て）は請負人に無料で委託
支払日（11月1日）になると、サラリーマンは、請負人を会社から回収し、
業者に届ける

第4 新型ヤミ金の特徴

- 1 新型ヤミ金業者の弱みは「きちんとした会社」であること。債務者側が戦っても、違法な嫌がらせはできない。
- 2 これらの業者は「ヤミ金規制法」違反かギリギリを攻めている。違法と決まれば速やかに手をひく。

第5 今後の方針と雑感

- 1 訴訟にもなっている。争点は、これらの取引が実質的に貸金だといえるか。
- 2 先物取引等、金融商品取引を適法とする限り、どこからが違法（実質的に貸金だ）と見極めるのが難しい
- 3 「新型ヤミ金」の台頭は問題ではあるが、「ヤミ金規制法」による大きな成果の後始末に過ぎない。「ヤミ金規制法」があるおかげで、新型ヤミ金が違法だともいえるようになっている。新型ヤミ金の台頭を理由にヤミ金規制法制定に消極的になる理由はない。